

令和2年 八潮市農業委員5月総会 議事録

1 開催日 平成2年5月26日(火)

2 開催時間 午前10時00分から

3 会 場 市役所第2会議室

4 出席委員 9名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 4番 豊田 幸司 10番 星野 仁

6番 横山 正和 12番 小倉 雅樹

7番 渋谷 稔 14番 新井 孝美

8番 荻野 恭子

5 欠席委員 6名

3番 恩田 政幸 11番 福岡 達則

5番 大野ヒロ子 13番 飯山 敏行

9番 齋藤 富子 15番 臼倉 正浩

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件

議案第6号 別段の面積の設定について

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第4号 農地転用許可後の工事完了届について

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、おはようございます。

ただいまより八潮市農業委員会5月総会を開催いたします。

今月の総会は、先月に引き続きまして、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、緊急非常事態宣言は昨日解除になりましたけれども、当会議におきまして会議参加人数を削減させていただきまして、担当案件のない議席番号が奇数の委員には、全員に資料配付の上、ご欠席いただいているところでございます。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員数は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となりますが、本日の出席者数は9名でございます。定足数に達しておりますので、本日の農業委員会は成立しておりますことをまずご報告させていただきます。

また併せて、本日の総会におきましても、前回と同様、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、会議を短時間で終わりますよう事前に資料を配付させていただいておりますので、ご理解、ご協力のほうをお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。よろしく願いします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、おはようございます。

早朝より出席ありがとうございます。

ただいま局長より話がありましたように、今月も新型コロナの感染防止対策により、このような半数の人数の総会となります。

昨日解除宣言されましたが感染防止対策はまだ続いていますので、皆さんもまだ気をつけて行動していただきたいと思います。そのせいか、今月、会長出席の埼玉地方協議会の総会や会長と会長職務代理出席の4市町農政研究会の総会がありましたが、全て書面議決などとなりました。また来月、JAさいかつの総代会もありますが、一応6月12日にあるそうなんです。いつもなら私にも出席依頼が来るんですが、今回はご遠慮くださいというふうな連絡を受けまして、また、会場もいつもなら三郷市文化会館ホールで行っているんですが、J

A さいかつ本店のほうの会議室で、多分農協の職員というか、役員ですか、その方たちだけでやるんじゃないかと思います。

本日も最後までご協力よろしくお願ひします。

○事務局長 ありがとうございます。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりませんので、ご報告申し上げます。

ここで、本日の資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

資料の不足、乱丁等がある場合には、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせいただければと思ひます。

- | | |
|--|----------|
| ①八潮市農業委員会 5月総会次第 | A 4 横 |
| ②経営耕地面積10a きざみ総農家数（議案第6号の資料） | （資料 - 1） |
| ③令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について | （資料 - 2） |
| ④現況届の取扱いについて（農業者年金） | （資料 - 3） |
| ⑤持続化給付金のお知らせ・特別定額給付金のご案内 | チラシ |
| ⑥令和2年度農林関係税制改正に関する要望について | （資料 - 4） |

さらに、先ほどお話ししました八潮枝豆販売会ということで、チラシがありまして、以上、全部で7点になります。

資料の漏れ等ある方いらっしゃいますか。

ないようでしたら、始まる前に八潮枝豆販売会のことだけ簡単に説明させていただければと思ひます。

こちら、今週の土曜日に販売ということで、JAさいかつ八潮八條支店の駐車場の北側のところでドライブスルー形式での枝豆の販売会を行うというものです。コロナ対策ということで、なるべく密接、密集を避けたいということで、ドライブスルー方式を今回取り入れて行うとお聞きしております。昨日あたりからこのチラシが配布されているということをお聞きしておりますが、今週の土曜日ということで、また、渋滞も心配するところではありますが、枝豆まつりが中止になったということもありまして、こちらのほうで市民の方に枝豆を販売したいということが趣旨と伺っております。行かれる方はぜひご利用していただければということで、お知らせさせていただいたところでございます。

説明につきましては以上でございます。

それでは、次第に基づきまして議事に入りたいと思ひます。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願ひいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしくお願ひします。
以上でございます。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思ひます。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、6番、横山正和委員、10番、星野仁委員にお願いいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いいたします。

○事務局長 はい、わかりました。

◎議案第5号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思ひます。

議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願ひについてになります。

番号1、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇-〇、地目、田、地積、〇〇平米、同じく〇〇-〇、田、〇〇平米、〇〇-〇、田、〇〇平米、〇〇-〇、田、〇〇平米、〇〇-〇、田、〇〇平米、〇〇-〇、田、〇平米、合計〇〇〇〇平米。主たる従事者の住所・氏名、〇〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇、申出者住所・氏名、〇〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇外3名となっております。主たる従事者との続柄は妻、外3名は子となっております。買取り申出の生じた日及び理由、令和元年〇月〇日、主たる従事者の死亡となっております。

これは、昨年〇〇〇〇さんがお亡くなりになられまして、その後、生産緑地の買取り申出をするために、ご家族の方が主たる従事者の証明願いを申請したものととなります。

場所のほうを説明いたします。

隣の5ページをご覧ください。

市役所の〇側の出入口を出まして、右折して〇方向に向かいます。そのまま〇〇〇の横を通り過ぎますと〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇線ですね。こちらの〇〇〇にぶつかります。こちらの〇〇〇をそのまま直進しまして約100メートル行った先の交差点を右折します。それからまた50メートルほど行きました右側が今回の申請地となります。

事務局からは以上でございます。

○議長 それでは引き続き、同議案につきまして、地区担当の7番、渋谷稔委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○7番（渋谷 稔委員） 23日の日に現地調査に行っていました。畑がきれいに耕されて、もともと一生懸命農家をやっていた方なので、きれいにされていました。あとビニールハウスのパイプが多少立っているかなという感じです。本人にも直接話を聞いたところ、相続の発生に伴い、半分ぐらい売却して半分は駐車場かなんかにしようかという考えですと、そういうお話でした。相続ということなので、こういう農地残したいんですけども、なかなかしようがないかなと思っています。

以上です。

○議長 ただいま事務局と7番、渋谷稔委員より、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

1ついいですか。

この申請の畑のほかに、畑はまだ持っているんですか。

○7番（渋谷 稔委員） 自宅の周辺には、まだ残っています。自宅の周辺は生産緑地にしていなくて、一般の農地なんですね。なぜこの土地を手放したり転用を出すかという、母親が自転車で行った場合にちょっと遠いかなということで、この土地を手放し転用しようという考えだそうです。この先、農業をしていくに当たって、屋敷の前後にあるんですけども、生産緑地の追加指定もしてもいいんじゃないかという話はしていました。この先、本人がどういう考えをしていくかどうか分からないんですけども、畑を続けるならば生産緑地追加指定していたほうがいいよということは言ってきました。

○議長 分かりました。いや、多分ほかにもあるんだなと思って、生産緑地にしてあるところを取っておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思ったんです。

○7番（渋谷 稔委員） 私もそう思ったんですけども、この家の事情があるみたいで、家

の周り、この先もずっと続けるのであれば……生産緑地にした方がいいと思います。

○議長 家の周りのほうがいいですね。

○7番（渋谷 稔委員） ええ、生産緑地の追加指定というものがあるんだよということを説明しておきました。

○議長 ほかに質問はありますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 特にないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第6号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第6号 別段の面積の設定についてでございますが、こちらにつきましては、平成23年から毎年委員会で協議しております。

別段の面積の設定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、手短に説明させていただきます。

事前にお配りした資料1は本議案の参考資料となるものなのですが、特に説明は省略させていただきます。

こちら、農地法第3条の面積要件についてのこととなります。面積要件については、年に1回、農業委員会で審議することになっておりまして、それを今月の総会で行うものとなります。法律上、農地法第3条の面積要件というのは、北海道以外のところは50アールと定められているところなんですけれども、これはその地域の実情によって変えることができることになっておりまして、八潮市では、平成29年の総会で、八潮市内は区画整理事業が多数の区域で施行されておりまして、減歩により所有農地が減少してしまう農家さんが多数存在すること、また、下限面積を下げることによりまして、担い手への農地の流動化も期待できることから、50アールから30アールに引き下げました。以降、特に支障は出ておりませんことから、今回におきましても、八潮市内における別段の面積は、引き続き30アールとするというのが案となります。

これにつきましてご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ただいま事務局より、別段の面積の設定についての説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

八潮では、平成29年6月の総会で、それまでの50アールから30アールに引き下げた。だから3年前です。

よろしいですか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 それでは、採決したいと思います。

別段の面積の設定については、議案のとおり、現在の下限面積30アールは変更しないということについて賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について1件、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について8件、報告第4号 農地転用許可後の工事完了届について1件でございますが、今月も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間が長くないよう配慮したいため、読み上げはなしにしますので、ご了承ください。

今から、数分、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がありましたらお願いいたします。

5ページから9ページになります。

ちなみに、事務局で、報告の中で、何かちょっと変わったようなものというのはいかがでしょうか。

○事務局 特に変わったというのはいないんですけども、報告第4号、9ページの農地転用許可後の完了届ですね。これは、4月に許可になったものですが、あつという間でした。施工内容もシンプルなんですけれども、区画整理事業のほうから今使っているところを早くできるようにせかされていた様子がありましたが、早かったです。そのくらいです。

○議長 そろそろよろしいでしょうか。転用等届出受理報告について、何か質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

—— 委員より意見なし ——

○議長 なければ、転用等届出受理報告は終わりとします。

◎その他

○議長 続きまして、次第7のその他にまいります。

その他につきましては、協議事項が1件、依頼事項が2件、報告事故数が1件ございます。

初めに、協議事項、農業委員会事務の実施状況等の公表について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料2、参考と書いてあるこちらをご覧ください。

農業委員会等に関する法律第37条の規定によりまして、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用最適化の推進の状況、そのほかの農業委員会における事務の実施状況について、指定様式により毎年6月末までにインターネット等で公表しなければいけないことが定められております。この公表しなければいけないことが資料2になりまして、前段が別紙様式1、こちらが令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の記載内容となります。こちら裏表で2枚になりまして、その後からが別紙の資料2になるんですけども、こちらは令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の内容となります。こちらを作成しまして、内容につきましては、事前に資料をお配りしていますので細かい説明は省略させていただきたいと思っておりますけれども、この内容につきましては、もしご意見があればいただきたいと思っております。

ちなみに、今日欠席いただいている偶数委員さんからは、特にご意見はいただけていない状況です。

今日、この審議を受けまして、必要に応じて修正し、6月末までにホームページで公表したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長 ただいま事務局より、農業委員会の事務の実施状況等の内容について説明がありましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

ありませんか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 6月末まで期限がありますので、後ほどじっくり見てもらって、その後でもし意見がございましたら事務局のほうに連絡していただきたいと思っております。6月末までにホームペー

ジで公表してください。

次に、依頼事項1件目、年金受給者の現況届の提出について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料3をご覧ください。

こちらは、毎年7月までに農業者年金基金に提出することになっております農業者年金の現況届についての連絡になりますが、今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置が取られていることを考慮しまして、期限内に現況届の提出がされなかった場合でも年金支給の差止めは行わないということですので、体調不良などの際は無理することなく、また、混雑しそうな時を避けて提出されますよう、関係者がいらっしゃいましたらお知らせください。

以上となります。

○議長 次に、報告事項、新型コロナウイルス感染症の影響による持続化給付金、特別定額給付金について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料ですが、チラシをコピーしたもので、まず、「持続化給付金のお知らせ」というのをご覧ください。

こちら、農水省のほうから、周知してくださいということで文書が回ってきたものとなります。この持続化給付金は、農業者の皆さんも対象になりますということで、1枚目が個人経営の農業者さんということで、1枚めくっていただくと法人向けのチラシとなります。もう1枚めくっていただくと、持続化給付金の詳細版ということで詳しい説明になるんですけども、こちらは条件としましては、昨年の事業収入について税務申告をしていることが必要になります。補助の仕方なんですけれども、今年のいずれか一月の事業収入が、去年申告しました年間事業収入を12で割った額、去年平均の1か月分の収入ですね。その50%以下であれば対象になるということで、上限が100万円、法人の場合は200万円となっております。簡単な計算式が後ろのほうに出ておりまして、3枚目の詳細版をまた1枚めくっていただいて3ページのところに計算式が出ていますけれども、下のほう、例えば前年の年間収入が480万円あったとしますと、1か月の平均は40万円となります。それが今年の収入と比べていくと、この例では、4月が20万円ということで50%になっているので、その月を基準にすれば申請が可能となります。その計算式は、去年の収入480万円から今年の基準となる4月の20万円、これに12か月分を掛けた数字、これが1年間で減額してしまった金額として、この計算だと240万円になるんですけども、上限が100万円なので、給付金は100万円となる計算式になります。今年のどの月を基準にするかというのは、この例だと50%削減は1か所しかないんですけども、何か所もあるというような場合は、どの月を選んでも構わないというような内容となっております。

詳しくはチラシに書いてありますけれども、持続化給付金事業コールセンターというところがありますので、インターネットでの申請となっているんですけれども、分からないことがあったらこちらの相談ダイヤルにかけてください。また、よく目にすると思うんですけれども、持続化給付金を装った詐欺も発生しておりますので、十分注意くださいということです。

持続化給付金については以上になりまして、次に、特別定額給付金について説明させていただきます。

こちらは、国民1人あたり10万円が支給されるもので、八潮市では5月末頃に申請書を各世帯に送付しまして、6月1日より申請受付の予定となっております。マイナンバーカード所有者におかれましては、既に5月11日より受け付けを開始しているところです。こちらの不明点については、市役所のほうに、企画経営課特別定額給付金担当という部屋が今設けられていますので、こちらに伺っていただけるようお願いいたします。

以上となります。

○議長 持続化給付金の方は、該当する方がいましたらお尋ねください。

続きまして、依頼事項2件目、令和3年度農林税制改正に関する要望について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料4をご覧ください。

こちらでも毎年この時期に来るものになるんですけれども、税制改正に関する要望がありましたら農業会議のほうで取りまとめますので報告していただきたいということになるんですけれども、後ろにいろいろ資料がたくさんついておりまして、中には、農業に関係ないものも含まれておりまして、あまり該当するものは多くないかなと思うんですけれども、ちょっと内容も難しいですが、こちらのほうをお読みいただきまして、もし何か要望したいことがありましたら、1枚目の裏に要望用紙がありますので、こちらに書いていただきまして、6月15日までに事務局のほうにご提出いただきたいと思います。

こちら、もし書かれたときの留意点としましては、適用期限が到来する特別措置というのはいろいろ書いてあるんですけれども、こちらについて具体的な活用事例などを踏まえた要望にしてくださいということです。また、単純に農業が必要だからとかいうような理由ではなくて、どのような効果が期待されるかなどを含めて書いていただきたいことが留意点となっております。

以上です。

○議長 去年は、これは出していないですか。

○事務局 出していないです。3年くらい前に出したかと思います。

○議長 毎年来るんですよね。

○事務局 来ます。

○議長 ということなので、皆さん時間があるときに読み返してもらって、その後で事務局のほうに連絡していただいてもいいし、次年度のほうに、一応メモを添えて、次年度でも、毎年やっているから間に合うと思いますので、気がついたところだけ考えておいてください。

最後になりますが、次回の日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回は6月25日木曜日午後2時から、市役所第2会議室、この場所となっております。ただ、場所につきましては、この後、またコロナの影響で今度どうなるか読めないところがありますので、このぐらいのスペースに全員を集めていいものか、引き続きこのような形にするのかというのがまだ分からないところがありますので、会議の場所を含めまして、また近づいてきたら改めて連絡差し上げたいと思いますので、場所については変わることもあるということを念頭に入れておいていただきたいと思います。

以上です。

○議長 状況次第でどうなるか、また検討してもらって連絡してもらいたいと思います。

それでは、最後になりますが、皆様から全体を通して何かありましたらお願いします。

○6番(横山 正和委員) 前回の資料の中で、6月25日に農地パトロールって書いてあったんですけども、こんな状況でやるんですか。

○事務局 農地パトロールにつきましては、まだ今の状態だとパトロールの際に一緒の車に3人乗ったりすると密になっちゃうので、とりあえず見送る形で、6月はなしということにしたいと思います。ご質問ありがとうございます。

○議長 6月のパトロールは行わないという形で、その後、秋とか、中止という形じゃなくて、延期という形でしたいと思います。

ほかにございますか。

○事務局 一つだけ、情報提供ということで、農業関係ではないんですが、本日、新聞チラシのほうも入っていたと思うんですけども、商工会の事業でございますが、八潮市テイクアウト・デリバリー応援事業ということで、今日の新聞紙折り込みに入っていたかと思います。こちら、5月、6月、7月ということで、3か月一応予定では進めるということで、市の補助金もこの間、臨時議会を開催し、市の補助金3,800万ぐらいですか、予算計上させていただきまして補助させていただくということで進める事業です。

何かというと、今、市内の飲食店がコロナ対策で結構打撃を受けているということがありまして、新たにテイクアウトまたはデリバリーといった事業に転換していただいて、少しでも収入確保をしていただくということで、このチラシをお配りしまして、一番下にクーポン券というのがついているんですね。300円と書いてある、ちょっと小さくて見えないですけども、今日、新聞にも皆さん多分入っていると思うので見ていただきたいんですけども、

金券と同じものなんですけれども、各家庭に1枚行くような形でお配りして、ただ、今回新聞折り込みなので、皆様のご家庭で新聞を取っていない方には届いていないと思いますが、テイクアウトを扱っているお店にのぼり旗とか大きなポスターで、テイクアウトをしているとかデリバリーもやっていますとわかるように表示していただいています。そこへこの金券を切って持っていくと、500円以上のものを買えば300円割引してくれるというようなシステムになっています。今月はこの1週間だけですけれども、また来月、6月分、7月分と、6月、7月についてはポストに全戸配布するということで、商工会さんのほうで今進めていただいています。こういう形で、市の飲食店を盛り上げようということで、事業が始まりましたので、皆様もご協力いただければということでお知らせさせていただきました。

お知らせについては以上でございます。ありがとうございました。

○議長 ほかにいかがですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、これで議長の席を降ろさせていただきたいと思います。皆様、ご協力ありがとうございました。

○事務局長 大塚会長、議事進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましては慎重審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

お知らせとして、先日、会議の方は書面議決で行ったんですが、環境保全型農業推進協会がございまして、そちらのほうで農産物の放射能濃度測定を実施しているところですが、総会の中で、今まで毎月放射能濃度測定を行っていた内容を1年に4回に改めさせていただくということに決まりました。四団体で、各団体、年1回という形に変わりましたのでご報告させていただきます。

次の農業委員会の担当は12月ということで予定しておりますので、ご協力のほうをよろしくお願いいたします。

また、先ほど事務局からもお話がありましたが、次回開催の出席委員につきましても、先の状況がどうなるかはっきり分かりませんので、また日にちが近づいてきましたらお知らせさせていただきますので、ご了承いただければと思います。

◎閉会の宣告

○事務局長 それでは、閉会の言葉を小早川会長代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） こんなご時世の中ですけれども、5月総会にご出席いただきましてありがとうございます。

会長のほうからもございましたけれども、緊急非常事態宣言が、昨日一応解除されましたので、収束ということになってまいりました。陽性反応、ウイルス感染者数も減少となっておりますので、幸いでございます。どうか皆さん方も、新聞の報道を見まして、ウイルスに関連する報道を注意して見ていただければと思います。これによって、地元の皆さんにも少なからずいろいろな形で影響が出ておるかと思えます。苦勞なさっているかと思えますが、何とかこの難局を乗り越えていただければ幸いです。

以上をもちまして、八潮市農業委員会 5月総会を閉会といたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、これにて散会といたします。皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

閉会 午前10時45分